第１欄			第２欄	第３欄
液体を満たしたときにその深さが2.5㎝以上のもの	加熱調理用器具		0.05μg／mL	0.5μg／mL
	加熱調理用器具以外のもの	容量1.1Ｌ未満のもの	0.5μg／mL	２μg／mL
		容量1.1Ｌ以上３Ｌ未満のもの	0.25μg／mL	１μg／mL
		容量３Ｌ以上のもの	0.25μg／mL	0.5μg／mL
液体を満たせないもの又は液体を満たしたときにその深さが2.5㎝未満のもの			0.7μg／㎠	８μg／㎠

⑶　ホウロウ引きの器具又は容器包装

１．溶出規格

ａ　カドミウム及び鉛

次の表の第１欄に掲げる器具又は容器包装の区分に応じ、それぞれカドミウムにあっては同表の第２欄に掲げる量以下、鉛にあっては同表の第３欄に掲げる量以下。ただし、食品擬似溶媒として４％酢酸を用いる。

第１欄		第２欄	第３欄
液体を満たしたときにその深さが2.5㎝以上のもの	加熱調理用器具であって容量が３Ｌ未満のもの	0.07μg／mL	0.4μg／mL
	加熱調理用器具以外のものであって容量が３Ｌ未満のもの	0.07μg／mL	0.8μg／mL
	容量が３Ｌ以上のもの	0.5μg／㎠	１μg／㎠
液体を満たせないもの又は液体を満たしたときにその深さが2.5㎝未満のもの	加熱調理用器具	0.5μg／㎠	１μg／㎠
	加熱調理用器具以外	0.7μg／㎠	８μg／㎠

（削る）

（新設）

⑴　液体を満たしたときにその深さが2.5㎝以上である試料（ただし、ホウロウ引きのものであって容量が３Ｌ以上のものを除く。）

１．試験溶液の調製

試料（ただし，ホウロウ引きのものであつて容量が３Ｌ以上のものを除く。）を水でよく洗つた後，４％酢酸を満たして，常温で暗所に24時間放置する。この液をビーカーに移し試験溶液とする。